

事 務 連 絡  
令和 8 年 7 月 3 0 日

都道府県下水道担当課長殿  
政令指定都市下水道担当部長殿  
（以上地方整備局等下水道事業担当課長等経由）  
独立行政法人 都市再生機構下水道担当課長殿  
日本下水道事業団計画課長殿

国土交通省水管理・国土保全局  
下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐

「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について」の留意事項

下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象については、「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について（令和元年 7 月 3 日付け下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）」により運用しているところです。

この度、令和 8 年 7 月 1 0 日に（公社）日本下水道協会より「管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン-2026版-」が発刊されたことを踏まえ、上記事務連絡の留意事項として、下記の通りとします。

各都道府県にあっては管内関係市町村（政令指定都市を除く。）へ周知していただくようお願いします。

記

「下水道管きよの更生工法による改築に関する交付対象の運用について（令和元年 7 月 3 日付け下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡）」のうち、別表 1～3 については、以下の別表 1～2 へ読み換えるものとする。

別表 1

| 工法<br>種類 | 定 義                                                                              | 条 件                    | 適用すべき基準等                                                                                                                                    | 備 考                                                    |
|----------|----------------------------------------------------------------------------------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 反転<br>工法 | 熱または光等で硬化する樹脂を含浸させた材料を、既設マンホールから既設管内に反転加圧させながら挿入し、既設管内で加圧状態のまま樹脂が硬化することで管を構築するもの | 自立管として設計するものであること      | 管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン<br>(2026年版(公社)日本下水道協会)                                                                                            | 左記の基準の適用開始時期は別表2のとおり<br><br>なお、適用開始時期までは旧基準を適用できるものとする |
| 形成<br>工法 | 樹脂を含浸させたライナーや硬化性の連続パイプを既設管内に引き込み、水圧または空気圧等で拡張・圧着させた後に硬化することで管を構築するもの             | 自立管として設計するものであること      | 管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン<br>(2026年版(公社)日本下水道協会)                                                                                            |                                                        |
| 製管<br>工法 | 既設管内に硬質塩化ビニル材等をはめ合わせながら製管し、既設管との間隙にモルタル等を充填することで管を構築するもの                         | 自立管及び複合管として設計するものであること | 管路施設更生工法における設計・施工管理ガイドライン<br>(2026年版(公社)日本下水道協会)                                                                                            |                                                        |
| 鞘管<br>工法 | 工場で製作した二次製品を更生材として使用する工法であり、材料に日本産業規格等の基準が定められているもの                              | 自立管として設計するものであること      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本産業規格 (JIS)</li> <li>・日本下水道協会規格 (JSWAS)</li> <li>・(公社)日本下水道協会の認定工場制度に基づく認定資器材 (Ⅰ類・Ⅱ類) 等</li> </ul> |                                                        |

(注) 1 「旧基準」とは、「管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン (2017年版 (公社) 日本下水道協会)」のことをいう。

2 「自立管」とは、「既設管の強度を期待しない構造の管」のことをいう。

「複合管」とは、「既設管と更生材が一体となる構造の管」のことをいう。

3 防食や止水等を目的に、強度を有する既設管に反転工法や形成工法で構築する二層構造管の施工等、本表に該当しないものについては国土交通省協議を行うことを必要とする。

4 下水道総合地震対策事業において管きょ更生工法により耐震化を行う場合も、本表に定める基準等に準拠して設計・施工されるものであること。

別表 2

| 目次項目                        | 種別    | ガイドラインの適用開始時期 |           | 備考※2                                                |
|-----------------------------|-------|---------------|-----------|-----------------------------------------------------|
|                             |       | R8.7.10から     | R12年度から※1 |                                                     |
| 1.4.1 自立管（反転・形成工法）<br>の要求性能 | 現場硬化管 |               | ○         | 要求性能におけるJIS K 7171<br>2022年版に基づく試験方法及<br>び試験片の向きの規定 |
|                             | 密着管   | ○             |           |                                                     |
| 1.4.2 自立管（製管工法）の要求性能        |       | ○             |           |                                                     |
| 1.4.3 複合管の要求性能              |       | ○             |           |                                                     |

※1 記載時期から適用することとし、それまでは適用を猶予する期間とする。（猶予期間）

※2 備考欄の内容については、ガイドライン適用開始後対象とする項目であり、猶予期間については旧基準も適用できるものとする。